



安永健太さん死亡事件の裁判と運動

問われるこの国の人権規範

増田 一世

はじめに 突然奪われたいのち

野球が大好きで、地元のソフトボールの社会人チームにも加わり、ベンチでもチームを盛り上げるムードメーカー。アメリカのノースカロライナで開催された「第10回スペシャルオリンピックス夏期大会」の日本代表選手として出場し、銀メダルを獲得したこともある安永健太さん。安永さんは突然そのいのちを奪われた。

2007年9月25日午後6時過ぎ、佐賀市内の障害者施設から自転車で帰宅途中の安永さん（当時25歳、知的障害）が蛇行運転をしていたとパトカーの警察官からマイクで注意され、驚いた安永さんは赤信号で止まっていたバイクにぶつかってしまった。パトカーの警察官から薬物中毒者と決めつけられ、5人の警察官に取り押さえられ、アスファルトの歩道にうつぶせにされた。その上、うしろ手錠をかけられ、その数分後に安永さんは心停止、救急搬送された病院で死亡が確認された。

ご家族は、顔が腫れ上がり、身体全体に100カ所近くの傷跡を残す遺体に病院で対面した。ご家族は、安永さんが「どうして亡くなったのか」「なぜ死ななくてはならなかったのか」「何で警察は私たちに話した説明を二転三転させるのか」、この「どうして」「なぜ」「何で」を明らかにしたいと裁判に立ち上がった。

まだ かずよ
NPO法人日本障害者協議会常務理事、公益社団法人やどかりの里

しかし、刑事・民事でも原告が敗訴するという結果に終わった。

人々の安全を守ることを使命とする警察官のはずなのに、いつものように仕事から帰り、もう少しで家に着くはずだった安永さんが、なぜ警察官によっていのちを奪われなければならなかつたのか、そして、安永さんのこれからも続いたであろう未来を一方的に奪った警察官に何の責任も問われない事実をどう考えていったらいいのか、裁判で見えてきたこと、九州、そして全国に広がつた安永健太さん死亡事件の裁判を支援する運動について触れつつ、障害のある人のいのちや権利について考えていきたい。

筆者は、この事件を知り、看過できない事件であると、無関心でいることはできなかった。裁判の行方が気になり、福岡高等裁判所（以下、福岡高裁）での裁判を傍聴し、東京や関西での集会にも可能な限り参加してきた。弟の安永浩太さんの「小さいころからウルトラマンごっこしたり、やさしかったお兄ちゃん、お兄ちゃんの死を犬死にしたくない」という叫びがこころに響いた。今回、執筆の機会を得て、その声に少しでも応えることができればと思い、この原稿に向かった。

1 安永健太さん死亡事件の裁判と運動の高まり

(1) 11万人の署名が勝ち取った付審判請求

2008年1月、父親孝行さんと弟浩太さんは、佐賀地方裁判所（以下、佐賀地裁）に警察官数人を「特別公務員暴行陵虐致死容疑」で刑事告訴し

た。しかし、佐賀地裁は同年3月「取り押さえ行為と死亡の因果関係はない」とし、不起訴処分を決定した。そして、ご家族は不起訴処分を不服として警察官5人を特別公務員暴行陵虐致死で付審判請求（検察官の不起訴処分に不服がある時に裁判所に審判を付すように請求できる手続き）を行った。付審判請求のハードルは高く、付審判請求による裁判の可能性は0.1%といわれている。

同年3月に発足した「安永健太さんの死亡事件を考える会」は、この高い壁を乗り越えるために九州を中心に「公正な裁判を求める署名活動」を展開し、東京でも国会議員との勉強会なども行い、短期間に11万筆の署名が集まり、警察官1人に対する付審判開始が決定された。しかし、付審判請求による刑事裁判では、安永さんが死に至った原因は争点にならず、警察官は無罪とされ、その後高等裁判所、最高裁判所でも敗訴が確定する。

(2) 「民事裁判」で真相究明を

2009年2月に刑事裁判と並行して、ご家族は佐賀県を相手に国家賠償請求訴訟を起こした。佐賀県知事を被告とし、致死行為、暴力行為、証拠隠滅行為、告訴の不当処分、県の責任原因の5つの点を裁判で問うたのである。2009年4月から2013年7月まで計10回の公判が開かれ、11回目の公判で裁判官は和解案を提案。しかし、協議は不調に終わり、2014年2月「原告の請求を棄却する。裁判費用は全額原告の負担とする」と判決を下した。

しかし、ご家族は「何としても亡くなった原因を突き止めたい」と福岡高裁へ控訴することを決意した。

(3) 運動の輪の広がり

福岡高裁への控訴を機に、全国の障害者問題に詳しい50人による弁護団が組織され、原告と弁護団を支援するために「安永健太さんの死亡事件を考える会」は、本部を佐賀県におき、福岡事務所、東京事務所を設け、裁判支援の輪を広げてい

った。

そして、2014年には、福岡、長崎、鹿児島、大分、熊本で「安永健太さんの死亡事件裁判を考えるつどい」が開催され、日本知的障害者福祉協会、全国手をつなぐ育成会連合会、日本自閉症協会、全日本ろうあ連盟、日本発達障害ネットワーク、きょうされんといった全国規模の障害関係団体が裁判支援で連携することになった。

同時に九州や障害分野につながりのある著名人に賛同名義をお願いし、細川佳代子さん（元総理大臣夫人・公益財団法人スペシャルオリンピックス日本名誉会長）、山下泰裕さん（柔道家、障害のある子の父でもある）、鳥越俊太郎さん（ジャーナリスト）、柳田邦男さん（ノンフィクション作家）などの多くの賛同を得たのである。

そして、2014年12月15日の福岡高裁第2回の公判に向けて、九州エリアでもっとも読者数の多い、西日本新聞社の協力を得て、11月25日に意見広告を掲載した（資料1）。

(4) 障害への理解・配慮が争点に

「知らなかった」ではすまされない……これは、安永健太さん死亡事件を考える会が作成したリフレットの表紙に大きく掲げられている言葉である。福岡高裁での第2回公判から、警察官による障害の理解、配慮がどのように行われていたのかが争点になっていった。

発達障害の専門家による家族への聴き取りによって、安永さんには知的障害と自閉症があり、自閉症の特徴として感覚過敏のためにいきなり触られることや騒音に過剰に反応すること、強いこだわりがあること、不潔なことを極端に嫌っていたことが明らかになっていった。

安永さんは突然パトカーの警察官からマイクで声をかけられ、混乱し、怒鳴られ、警察官に取り囲まれ、押さえつけられ、「ア」とか「ウー」としか発せられなかったのである。

弁護団は、安永さんの持ち物の中には障害者手帳と特別支援学校の頃の生徒手帳が入っており、警察官が持ち物を調べていれば、安永さんの知的